

測量・調査・設計等委託業務に係る予定価格及び
最低制限価格の運用の改正について

令和元年6月3日
京丹波町

京丹波町発注の測量・調査・設計等委託業務に係る予定価格及び最低制限価格の運用について、最低制限価格算出式を以下のとおり、改正します。

1 予定価格

京丹波町財務規則第113条による予定価格は、設計書金額を99%から100%の割合で端数を整理した額とする。

2 最低制限価格

最低制限価格は、業務ごとに次の業種区分の欄に掲げる業務の種類ごとに、同表①の欄から④の欄までに掲げる額を合計した額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格に10分の8（地質調査業務にあつては10分の8.5）を乗じて得た額を超える場合にあつては10分の（地質調査業務にあつては10分の8.5）を乗じて得た額とし、予定価格に10分の6（地質調査業務にあつては3分の2）を乗じて得た額に満たない場合にあつては10分の6（地質調査業務にあつては3分の2）を乗じて得た額とする。ただし、測量業務にかかる契約については、その額が予定価格に10分の8.2を乗じて得た額を超える場合にあつては10分の8.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の6を乗じて得た額に満たない場合にあつては10分の6を乗じて得た額とし、最低制限価格入札書比較価格算出の際の端数処理については、千円未満を切り上げ、10分の8 又は、10分の8.2 で設定する場合のみ切り捨てとする。

【別表】

業種区分	①	②	③	④
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額	—
建築関係コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額
土木関係コンサルタント業務A	直接人件費の額	直接経費の額	技術経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額

土木関係コンサルタント業務B	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の4.8を乗じて得た額
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額	諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額
補償関係コンサルタント業務A	直接人件費の額	直接経費の額	技術経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額
補償関係コンサルタント業務B	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の4.5を乗じて得た額

注1：「土木関係コンサルタント業務A」及び「補償関係コンサルタント業務A」は、「技術経費」と「諸経費」を用いて積算する場合に適用。

注2：「土木関係コンサルタント業務B」及び「補償関係コンサルタント業務B」は、「その他原価」と「一般管理費等」を用いて積算する場合に適用。

- (2) 前項にかかわらず、町長が特に必要と認めるときは、最低制限価格を、予定価格に10分の6から10分の8.2まで（地質調査業務にあつては3分の2から10分の8.5まで）の範囲内で適宜の割合を乗じて得た額とすることができる。

この運用は、令和元年6月3日以降に入札公告又は入札通知する業務から適用する。